

浜松市農業次世代人材投資事業 中間評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業次世代人材投資資金交付対象者の中間評価を実施するため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(令和元年5月8日付け元経営第2号農林水産事務次官依命通知)別記1第7の2(5)イその他に別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(評価を実施する機関)

第2条 中間評価は、浜松市農業次世代人材投資事業 評価会設置要領に定める評価会が行う。

(評価対象者)

第3条 評価対象者は、浜松市農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付対象者(以下「交付対象者」という。)のうち、交付対象期間の始期から2年が経過した者及び前年の評価会においてB評価(やや不良)と判定され、1年間の重点指導を実施した者とする。

(評価対象期間)

第4条 中間評価の対象期間は、交付対象期間の始期から2年が経過した者については交付対象期間の2年目、前年の評価会においてB評価と判定され、1年間の重点指導を実施した交付対象者については、直近の1年間とする。

(評価の方法)

第5条 評価会は、次の手順により評価を実施する。

1 事前確認

浜松市は、事前に青年等就農計画、就農状況報告、決算書等の関係書類及び就農状況確認チェックリストにより、交付対象者の経営状況を確認する。また、必要な範囲で確認に必要な書類の提出を交付対象者に求めることができる。

2 確認項目

評価会は、1及び直近の就農状況の確認内容を参考に、原則として交付対象者との面談により次の事項を確認する。

- (1) 青年等就農計画に対する経営実績見込
- (2) 青年等就農計画を達成するための課題
- (3) 青年等就農計画を達成するための課題解決に向けた取組
- (4) 青年等就農計画を達成するための課題解決に向けたサポートチームからの支援

3 評価区分の決定

評価会は、2について別紙様式第1号に取りまとめ、別紙に定める基準により、A評価(良好)、B評価(やや不良)、C評価(不良)を決定する。

4 重点指導方針の策定

評価会は、B評価となった者の解決すべき課題をサポートチームの構成員と共有し、課題ごとに指導の役割分担とスケジュールに係る方針を策定する。

(結果の通知)

第6条 評価区分を決定した評価会は、その結果を交付対象者に対して速やかに通知する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。